

診療情報等の提供について

1. 基本的な理念

- 1) インフォームド・コンセントの理念および個人情報保護の考えに則り、患者等とのより良い信頼関係を保つ事を目的に、積極的に診療情報を提供いたします。
- 2) 患者さまが診療内容を十分理解し、自己決定権と知る権利を行使できるよう、懇切丁寧な診療情報の提供に努めます。
- 3) 法律上の規定がある場合を除き、患者さまの同意を得ずに、患者さま以外の者に対して診療情報の提供を行うことは致しません（医療従事者の守秘義務）
- 4) 患者さまからご本人の個人情報について、その訂正、削除の申し出があったときは、ご本人であることを確認の上、速やかに適正に対応いたします。

2. 用語の定義

- 1) 「**診療情報**」とは:診療の過程で、患者さまの身体的・精神的・社会的状況、病名およびその経過など、医師およびその他の医療従事者が知り得た情報の全てをいいます。
- 2) 「**診療記録等**」とは:診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者様の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいいます。
- 3) 「**診療情報の提供**」とは:①口頭による説明、②説明文書の交付、③診療記録の開示等、具体的な状況に即した適切な方法により、患者さま等に対して診療情報を提供することをいいます。
- 4) 「**診療記録等の開示**」とは:患者様等の求めに応じ、診療記録等を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいいます。

3. 診療記録等の開示

- 1) **一般原則**:患者さま等が患者さまの診療記録等の閲覧、複写を求められた場合には、原則としてこれに応じます。
- 2) **診療記録の開示を求め得る者**:診療記録の開示を求め得る者は、原則として患者さま本人といたしますが、患者さまが15歳未満あるいは患者さまの判断能力に疑義がある場合は以下の方も可とします。
 - ① 法定代理人
 - ② 患者本人から代理権を与えられた親族
 - ③ 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
 - ④ 現実に患者の世話をしている親族およびこれに準ずる者。
- 3) **診療記録の開示に関する手続**
 - ① 診療記録の開示を希望される場合は、当院のルールに従って、申し立てを行っていただきます。なお、申し立ては所定の書面による申し立てと致します。
 - ② 申立人は、自己が診療記録の開示を求め得る者であることを証明していただきます。
 - ③ 開示に当たっては、担当の医師等の意見を聴いた上で、速やかに診療記録の開示をするか否か等を決定し、これを申立人に通知します。
- 4) **診療記録の開示に要する費用**

当院は、申立人から、診療記録の開示に要する費用を徴収いたします。
費用の詳細は地域医療連携・相談室(内線 5613)へお問い合わせ下さい。

平成 25 年 4 月
病院長